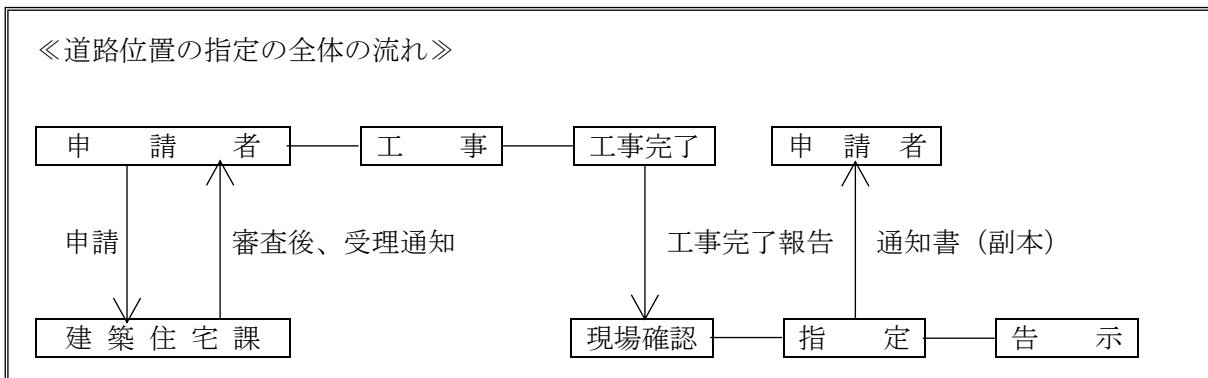


平成 28 年 4 月 1 日 制定
令和 3 年 4 月 15 日 改正
令和 8 年 4 月 1 日 改正

上越市道路位置指定（変更・廃止）の取扱い要領

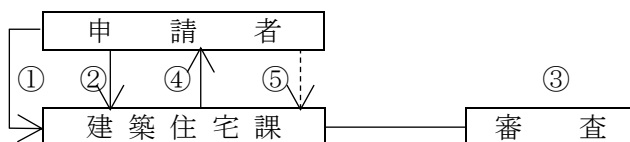
建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号、同法施行令第 1 4 4 条の 4、同法施行規則第 9 条、第 1 0 条、及び上越市建築基準法施行細則の規定に基づく道路位置の指定（変更、廃止）の取扱い要領を次のとおり定める。

なお、この取扱い要領は、市街化区域内において宅地造成面積（道路部分含む）が 1, 0 0 0 平方メートル未満の場合、区域区分が定められていない都市計画区域において宅地造成面積（道路部分含む）が 3, 0 0 0 平方メートル未満の場合及び市街化調整区域内において建築基準法第 4 3 条の規定に抵触する敷地が生じる場合に適用する。



1. 申請手続

- (1) 道路位置の指定（変更、廃止）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書（正本）1 部、通知書（副本）2 部にそれぞれ道路位置指定申請添付書類目録、及び関係図書を添え市長に提出する。
- (2) 申請書の事務処理は次の図により行う。



- ① 事前相談（事前審査）
- ② 申請書 1 部、通知書 2 部
- ③ 内容審査
- ④ 別記第 1 号書式に定める受理通知書 1 部を交付
- ⑤ 「4 工事完了報告」により、工事完了手続きを実施

2. 申請書、通知書の作成要領

(1) 申請者、築造主

建築基準法（以下「法」という。）第42条第1項第5号に定める道路を築造しようとする者をいう。

(2) 代理者

申請に関する事項についての一切の責任を持つ者をいう。

なお、代理者を設定する場合は、申請に関する事項の一切を委任する旨の委任状を申請書に添付すること。

(3) 図面作成者

建築士、測量士又は土地家屋調査士その他図面を正確かつ明瞭に作成することができる者とする。

(4) 指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）

①指定道路が屈曲又は幅員が異なるごとに、添付図面と一致した図面上の符号、幅員及び延長を記載する。（単位はメートルとし、小数点以下第2位までとする。）

②「関係地名地番」は、道路の敷地（指定道路及びその側溝の外溝等を含めた敷地をいう（図一道路の敷地と指定道路のとり方のおり。）。以下「道路の敷地」という。）となる土地の地名地番を土地登記簿に記載されているとおりに記載し、当該部分が一筆の土地の一部分に位置する場合は「〇〇〇番の内」とする。

なお、当該部分を分筆する計画のある場合は、分筆登記後のものとする。

③自動車の転回広場部分は、転回広場ごとに、添付図面と一致した図面上の符号、面積及び関係地名地番を記載する。（単位は平方メートルとし、小数点以下第2位までとする。）

(5) 道路の標示方法

指定道路と他の部分との境界を明確に示す方法（側溝、コンクリート杭等）を記載する。

3. 添付図書の作成要領

(1) 関係図書として申請書に次の図書を、又、通知書にその写しを添付する。

① 付近見取図

② 公図の写し

③ 実測図

④ 平面計画図

⑤ 道路構造図（断面図、各部詳細図）

⑥ 関係権利者の承諾書（承諾書、申請図を別葉にする場合は、承諾者全員の割印をするものとする。）

⑦ その他の必要な書類

(2) 各図面は原則として次の作成要領による。

別紙申請図Ⅰ及びⅡの様式を参考とする。

図面作成要領

図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備 考
<p>付近見取図</p> <p>付近見取図</p>	<p>1 /3,000</p> <p>以上</p>	<p>① 方位</p> <p>② 縮尺</p> <p>③ 地形</p> <p>④ 付近の目標となる地物</p> <p>⑤ 街区</p> <p>⑥ 既存道路</p> <p>⑦ 指定道路の位置</p>	<p>指定道路を（赤） 明示する。</p>
<p>公図（3 か月 以内のもの） の写し</p>	<p>公図の とおり</p>	<p>① 方位</p> <p>② 縮尺</p> <p>③ 地目、地名、地番、地番界</p> <p>④ 指定道路の位置</p> <p>⑤ 指定道路及び指定道路以外の“道路の敷地”となる土地の各権利者名</p> <p>⑥ “道路の敷地”に隣接する土地の各権利者名</p>	<p>指定道路（赤）、 指定道路以外の “道路の敷地” （青）で明示する。 (注) 図一道路の敷地と指定道路のとり方を参照。</p>
<p>実 測 図</p>	<p>1/100</p>	<p>① 方位</p> <p>② 縮尺</p> <p>③ 地目、地名、地番、地番界</p> <p>④ 公共用地（水路、農道等）</p> <p>⑤ 取付道路の種別、幅員（指定を受けた道路に取付ける場合は、申請者、指定年月日、指定番号）</p> <p>⑥ 指定道路及び指定道路以外の“道路の敷地”の位置、幅員、延長、勾配</p> <p>⑦ 隅切、転回広場の寸法</p> <p>⑧ 指定道路及び指定道路以外の“道路の敷地”となる土地の各権利者名</p> <p>⑨ “道路の敷地”に隣接する土地の各権利者名</p> <p>⑩ 側溝等排水施設及び排水経路</p> <p>⑪ 崖、擁壁等の位置、形状</p> <p>⑫ 土地の高低、その他、地形上の特記すべき事項</p> <p>⑬ 既存建築物の配置、用途及び出入口の方向</p>	<p>指定道路（赤）、 指定道路以外の “道路の敷地” （青）で明示する。</p>

図面の名称	縮 尺	明示すべき事項	備 考
平面計画図	1/100 ～ 1/200	① 縮尺 ② 指定道路の幅員、延長、勾配 ③ 隅切、転回広場の寸法 ④ 側溝等排水施設及び排水経路 ⑤ 取付道路の幅員及び取付部分	
断 面 図	1/30 ～ 1/50	① 縮尺 ② 指定道路の幅員 ③ 路面等の詳細 ④ 側溝の位置、形状、寸法等	○幅員、構造別に明記する。 ○擁壁、路肩等の部分も含めて明記する。 ○勾配のある場合は縦断面図も添付する。 (1/100～1/500)
各部詳細図	1/30 ～ 1/50	① 指定道路内の橋梁等	

※各図面には作成者の記名押印及び作成年月日を記載し、作成者が建築士、測量士又は土地家屋調査士等の資格を有する場合は、各図面にその資格を付記する。

(3) 承諾書の作成

① 承諾を必要とする範囲

- (ア) “道路の敷地”となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者
- (イ) 当該道路を建築基準法施行令（以下「令」という。）第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者
- (ウ) 令第144条の4第1項第1号ロの公園等に接続する場合は当該公園等の権利者
- (エ) 道路法による道路に接続する場合は、当該道路の管理者
- (オ) 都市計画法による道路に接続する場合は、当該道路の権利者
- (カ) 既に指定を受けた道路に接続する場合は当該道路の権利者

② 承諾を必要とする権利者

所有権、地上権、抵当権、仮登記権及び賃借権のそれぞれの権利を有する者。ただし、①の(ウ)～(カ)については所有者又は管理者等通り抜け又は接続する事を承諾する権利を有する者

③ 承諾書

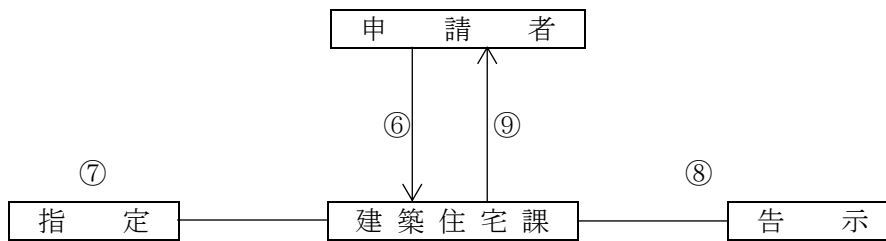
- (ア) 各権利に承諾者の住所、氏名及び承諾年月日並びにその権利の存する土地の地名及び地番を記載し、かつ承諾印を押印する。
なお、住所は現住所とし、承諾印は印鑑登録をしたものを使用する。
- (イ) 親権者、法定代理人のいる場合は③の(ア)と同様に記載押印する。

(4) その他の必要な書類

- ① 承諾書に押印された各承諾印の印鑑証明書（3ヶ月以内）
- ② “道路の敷地”となる土地の各筆の土地登記簿謄本（3ヶ月以内）
- ③ “道路の敷地”となる土地に公有地が含まれる場合は占用許可証の写し（払い下げ、借用等を許可した事を証する書類の写し）
- ④ “道路の敷地”となる土地に農地が含まれる場合は農地転用許可書の写し
- ⑤ “道路の敷地”となる土地の権利者が死亡等により不在で登記簿上の権利がまだ移転されていない場合は、その土地を相続する権利がある者全員の承諾書
- ⑥ 隣接する既存建築物等がある場合は、道路斜線及び建蔽率等の法の規定に抵触していないことが確認できる書類
- ⑦ その他必要参考資料

4. 工事完了報告

- (1) 申請者は、当該道路の築造完了後に別記第2号書式に定める工事完了報告書1部に関係図書を添えて市長へ提出する。
- (2) 工事完了報告書の受領後、申請書（通知書）の事務処理は、次の図により行う。



- ⑥ 工事完了報告書1部を提出
- ⑦ 指定処分
- ⑧ 告示公告
- ⑨ 通知書1部を交付

(3) 工事完了報告書は、次の関係図書を添付する。

- ① 別記第3号書式に定める工事完了チェックリスト
- ② 工事完了写真

(4) 関係図書は、原則として次により作成する。

- ① 工事完了チェックリスト
 - (7) 確認者は、工事完了後、現地で確認を行いチェックリストを作成する。
 - (4) 確認者は、建築士、測量士又は土地家屋調査士その他図面と現地を正確に確認することができる者とし、記名押印するとともにその資格を付記する。

② 工事完了写真

- (7) 用紙は、A4縦綴とし、1ページあたり2枚から4枚程度の写真を貼付する。なお、貼付する写真はデジタルカメラ等電子媒体で撮影し、プリントアウトしたものでも問わないものとする。
- (イ) 写真は、カラー写真とする。
- (ウ) 写真は、次のものを貼付する。
 - ① 周辺状況が確認できるもの(周囲の家屋等と築造道路と一緒に撮影されているもの)
 - ② 幅員及び道路の敷地を確認できるもの
 - ③ 延長を確認できるもの
 - ④ 標杭又は側溝等の設置状況が確認できるもの
 - ⑤ 転回広場の設置状況が確認できるもの
 - ⑥ その他工事完了を確認するために必要と思われるもの

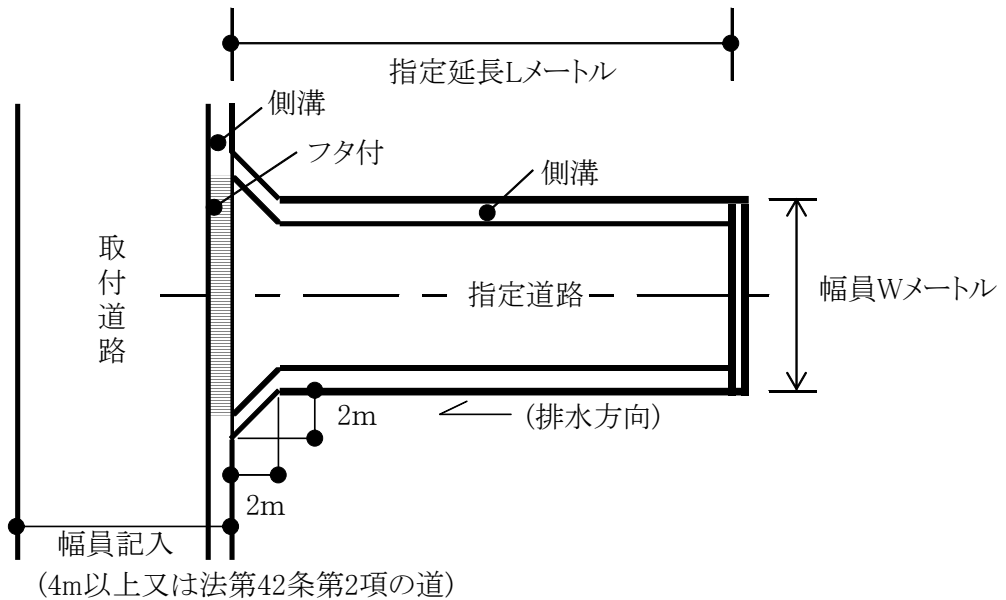
5. 道路の位置の変更、廃止

- (1) 法第43条の規定に抵触する敷地が生じないこと。
- (2) 指定を受けた道路の敷地の土地に関して権利を有する者の承諾を得る。
- (3) 指定を受けた道路の敷地に接する土地及びその土地に係る建築物の所有者の承諾を得る。
- (4) 道路の位置の変更にあつては、変更部分の道路を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾を得る。
- (5) 指定を受けた道路の幅員を一部だけ変更することは、原則として認めない。
- (6) 指定を受けた通り抜け道路の一部廃止は、原則として認めない。
- (7) 指定を受けた道路の廃止により路地状となる敷地が生ずる場合は、路地状部分の土地の使用関係を明確にし、借地の場合は、建築物の敷地として使用する事の承諾を得る。

6. 指定の技術基準

- (1) 指定を受けようとする道路は、4 m以上の既存道路又は法第42条第2項の道路に接続するものでなければならない。

令第144条の4第1項第1号ホの取扱いについては、次による。



幅員W	令第144条の4第1項第1号ホの取扱
幅員 4.5m以上 5.0m未満	Lが 40mまで、転回広場不要
幅員 5.0m以上 5.5m未満	Lが 50mまで、 "
幅員 5.5m以上 6.0m未満	Lが 60mまで、 "

- (2) 令第144条の4第1項第3号の砂利敷の取扱いについては、厚15cm以上とする。
- (3) 令第144条の4第1項第5号の側溝の取扱いは、次のとおりとする。
- (ア) 両側U字型側溝を原則とする。
- (イ) 申請図面に側溝の位置及び排水方向(矢印で示す)を記入する。
- (ロ) 側溝の大きさは、下記の寸法を参考とする。

排水側溝の長さ	使用側溝(両側)
20m以内	呼称180以上のU字溝
40m以内	呼称200以上のU字溝
60m以内	呼称250以上のU字溝

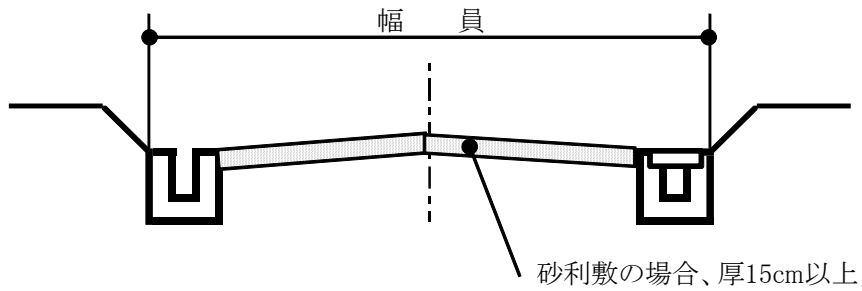
注) 上表はU字溝を用いる場合を示すが、現場打ち側溝の場合もU字溝に準じた寸法とし、又はやむを得ず片側側溝とする場合は、上表の寸法を割増したものを使用する。

(4) 幅員について

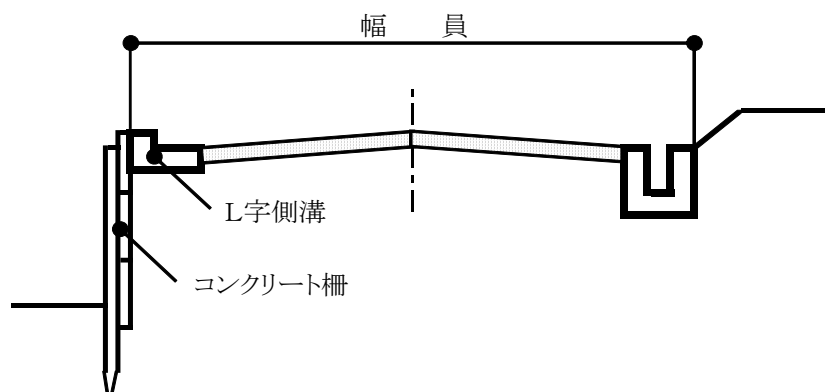
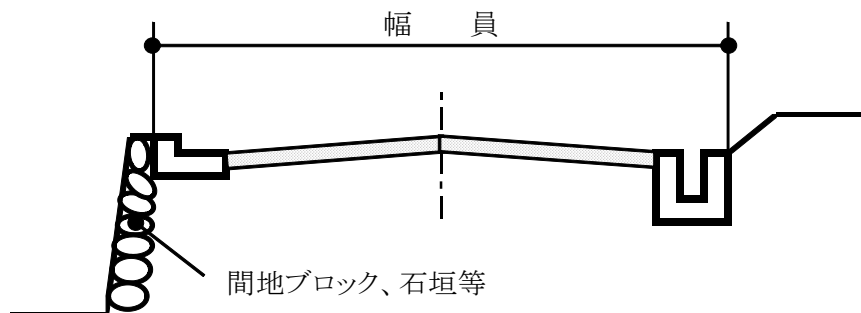
(ア) 幅員の測り方

- ・幅員は、道の中心線に直角に測るものとする。
- ・幅員は、各部分について4 m以上なければならないものとする。

U字側溝

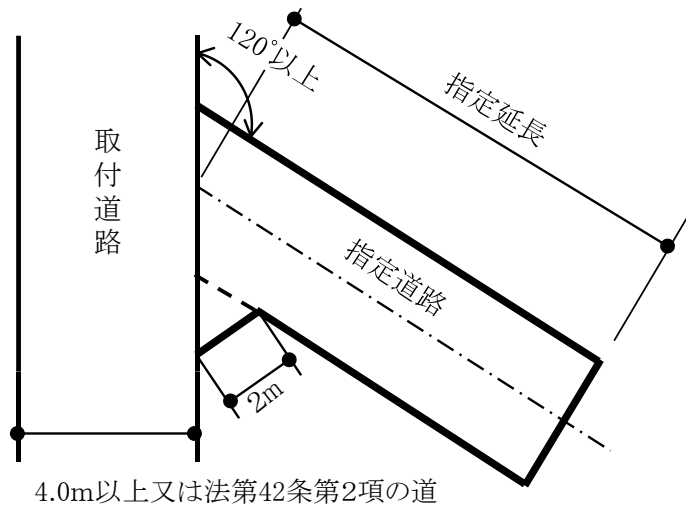


L型側溝を使用する場合（道路内排水処理の場合に限る。）

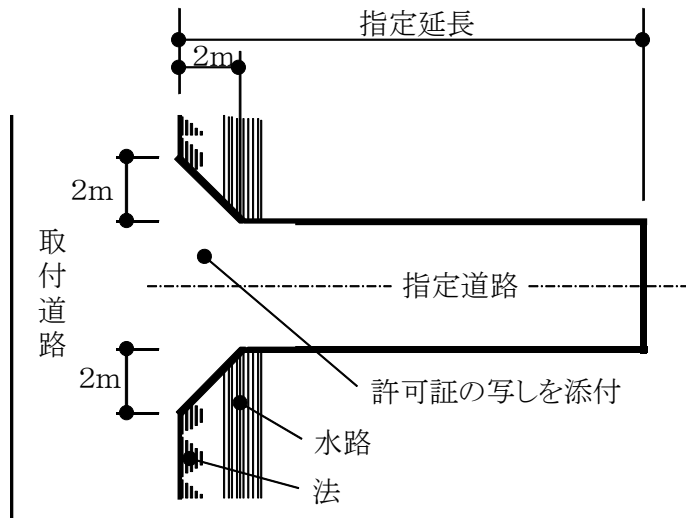


(5) 指定延長の測り方

(7) 道路の各部分の中心線の長さとする。



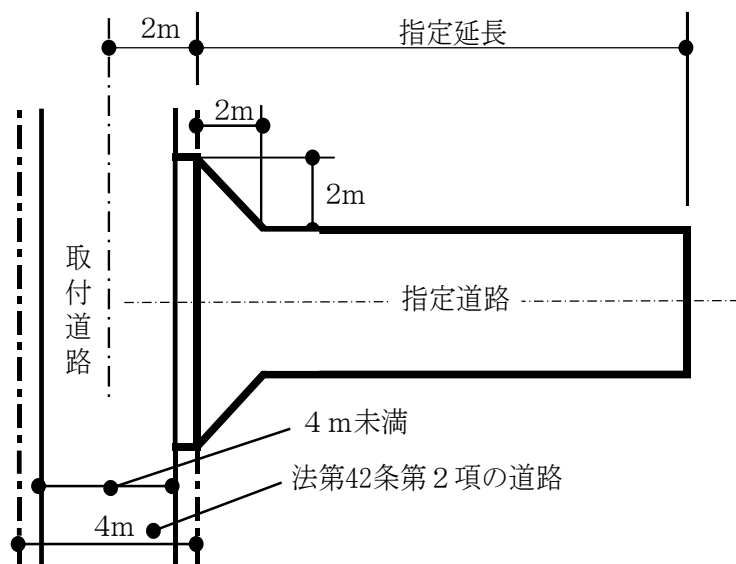
(i) 官地（水路、法面等）を含む場合の延長は、官地部分を含むものとする。



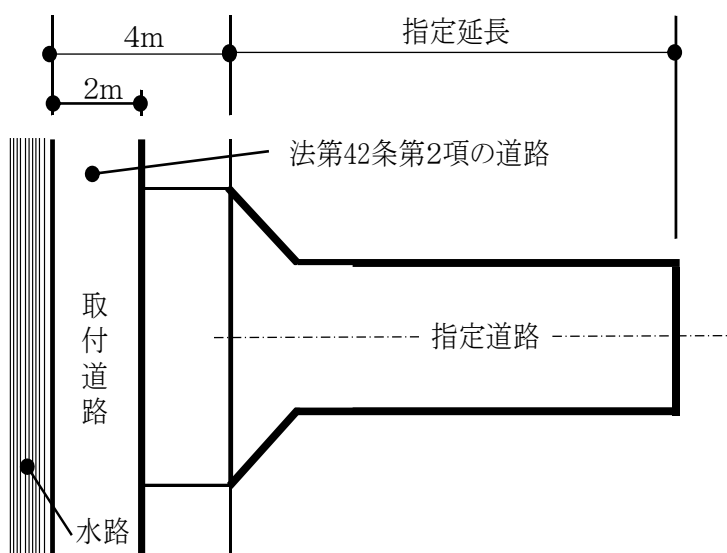
(ウ) 法第42条第2項による道路（1.8m以上4.0m未満）に取り付ける道路の延長は、道路の中心線より2mの後退線から測るものとする。（図1）

反対側に水路等がある場合は、水路より片押しに4mをとること。（図2）

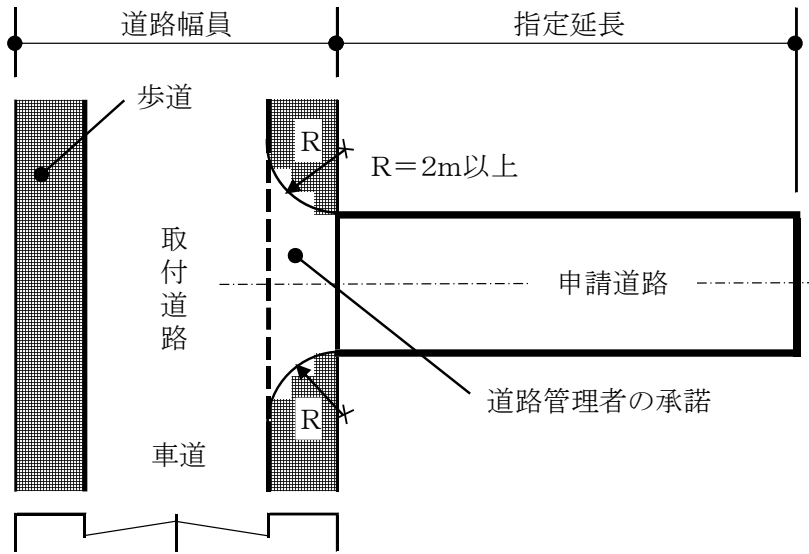
（図1）



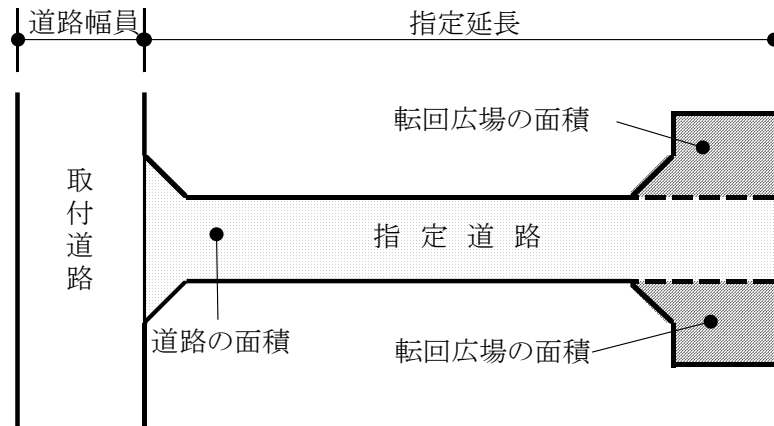
（図2）反対側に水路等がある場合



(エ) 歩道のある道路に接続する場合は、道路管理者の承諾を受けなければならない。

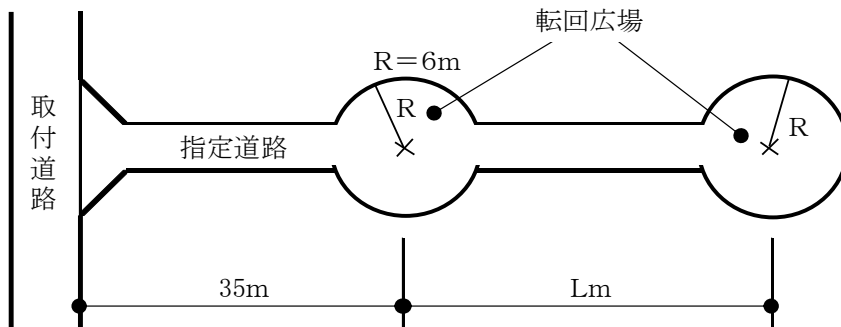


(オ) 転回広場がある場合



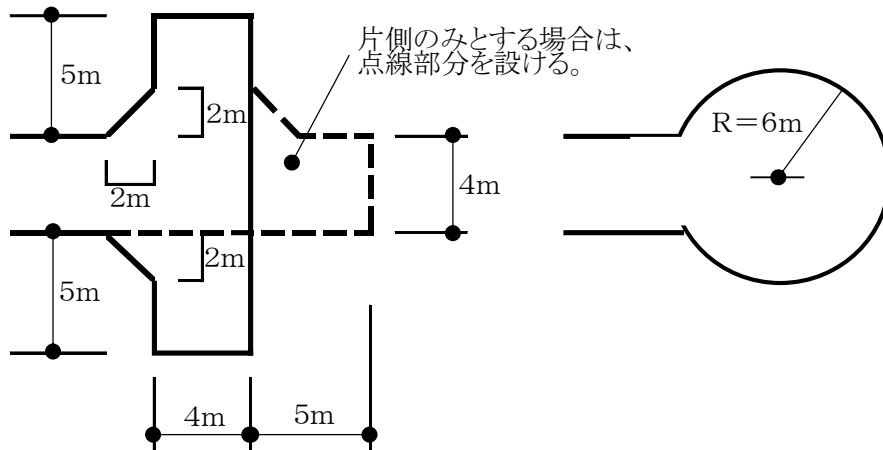
(6) 転回広場について

○転回広場は、縁石、側溝等を用いて表示する。



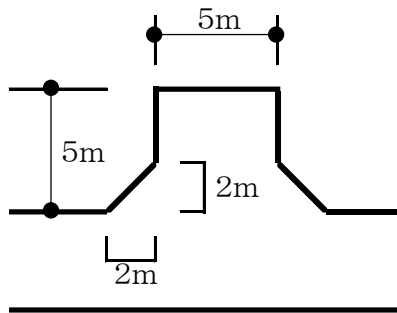
$$\left\{ \begin{array}{l} 10\text{m} < L \leq 35\text{m} \\ L \leq 10\text{m} \text{の時、終端の転回広場は不要} \end{array} \right.$$

(7) 終端の転回広場

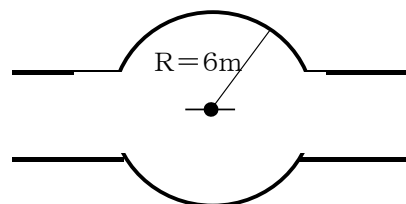
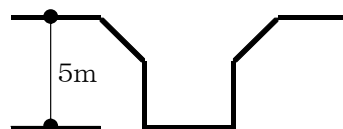
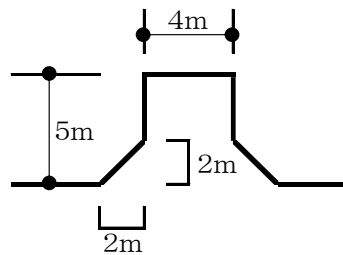
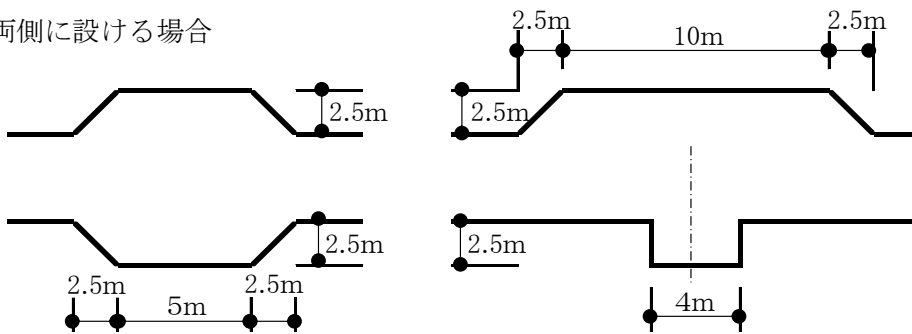


(1) 途中の転回広場

① 片側に設ける場合



② 両側に設ける場合



7. 配慮事項

道路の配置計画等は、次によるものとする。

ア 市の都市計画等に支障がないものであること。

イ 既存の公共施設の機能に支障をきたさないように計画されていること。

ウ 隣接する既存建築物等が道路斜線及び建蔽率等の法の規定に抵触することのないように計画されていること。

8. これまでの道路位置指定の取扱い

これまで指定をした道路位置指定の幅員については、指定時の幅員のとおりとする。

附則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附則

この要領は、令和3年4月15日から実施する。

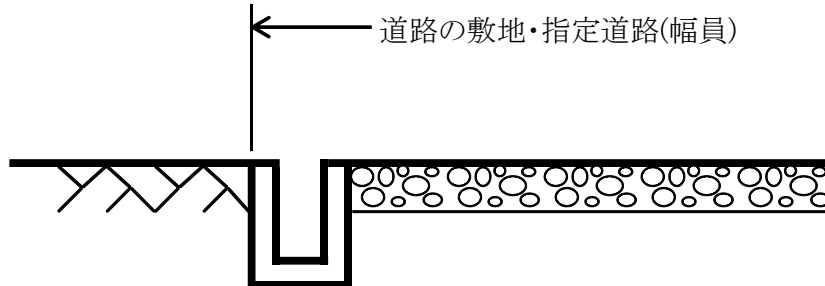
附則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。

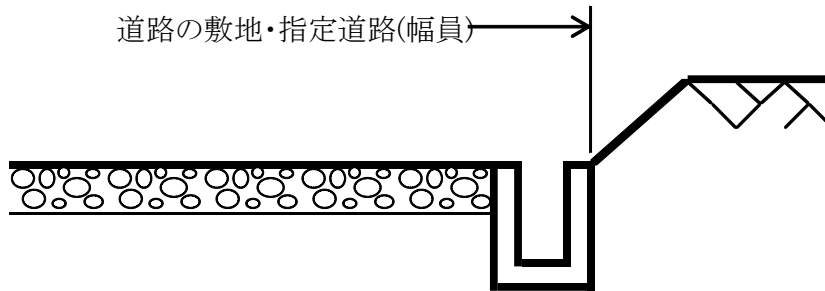
図一道路の敷地と指定道路のとり方

1 平たん地の場合

(ア)



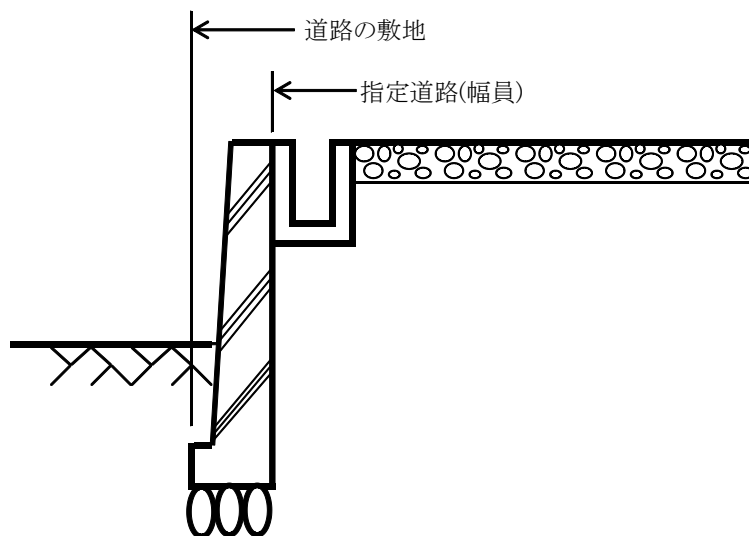
(イ)



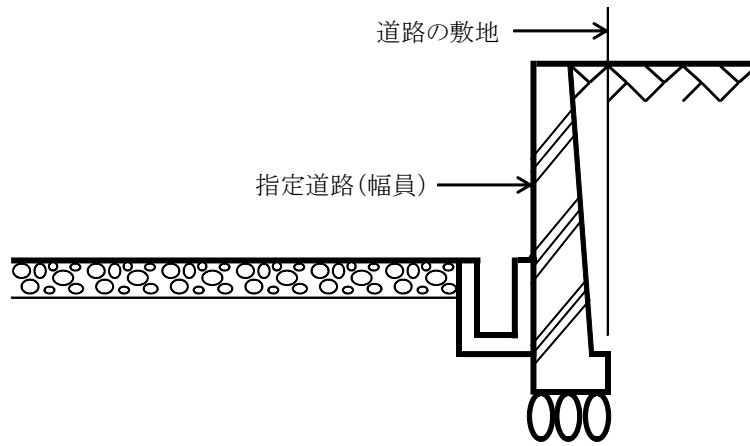
2 高低差がある場合

(1) 道路のための擁壁

(ア)

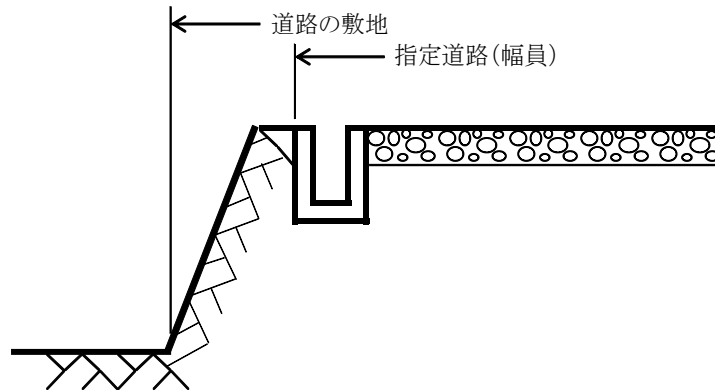


(1)

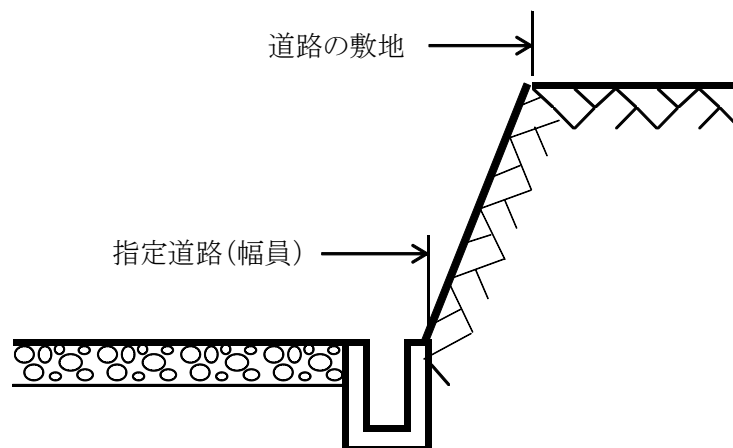


(2) 道路のための法

(7)

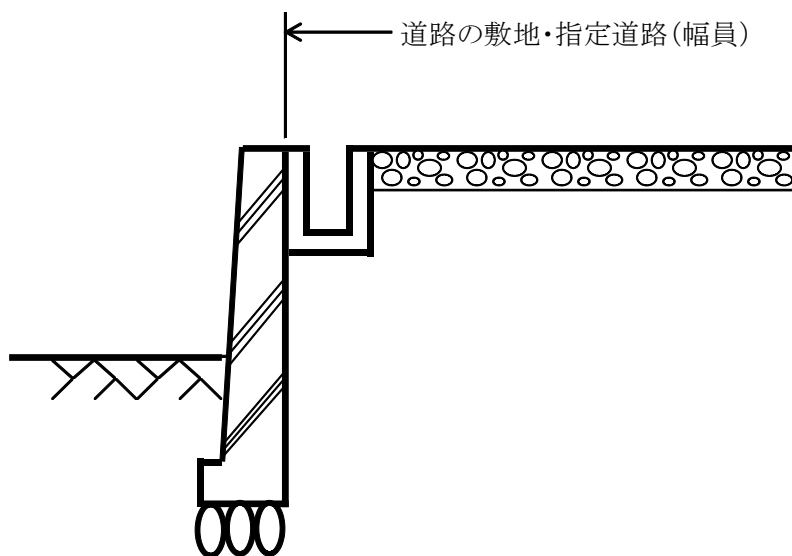


(1)

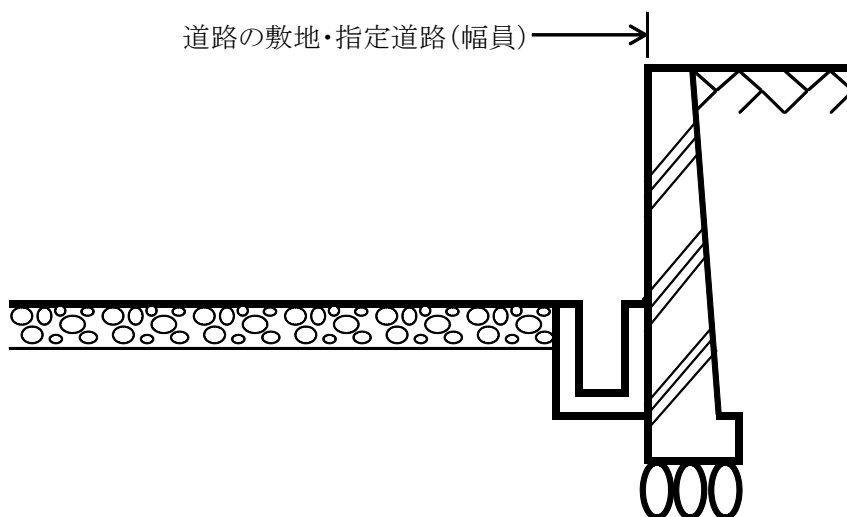


3 道路以外の土地のための擁壁

(7)

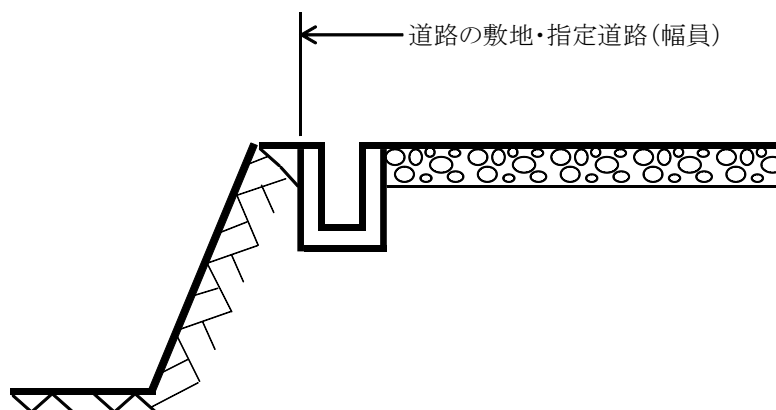


(1)

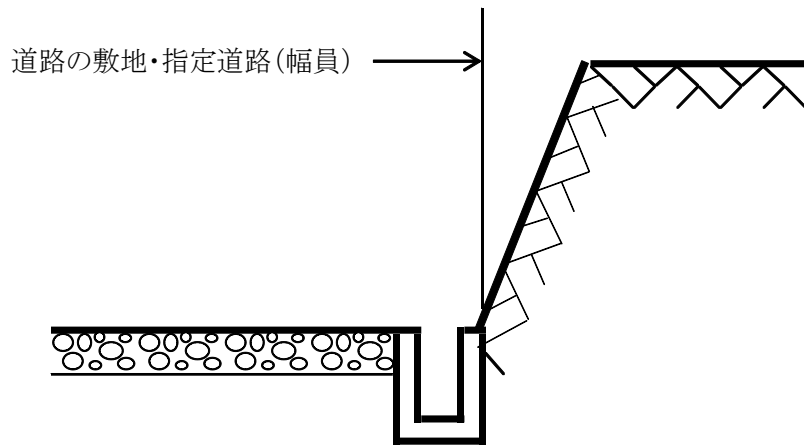


4 道路以外の土地のための法

(7)

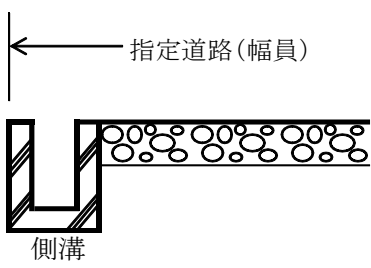


(イ)

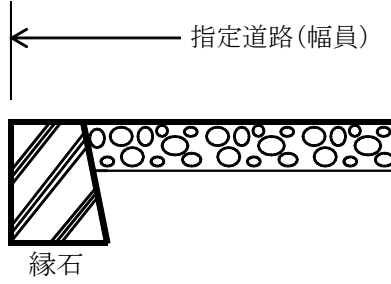


[参 考]

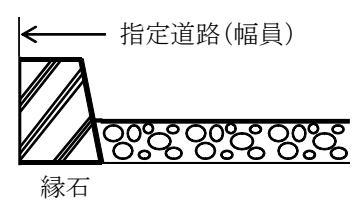
(ア)



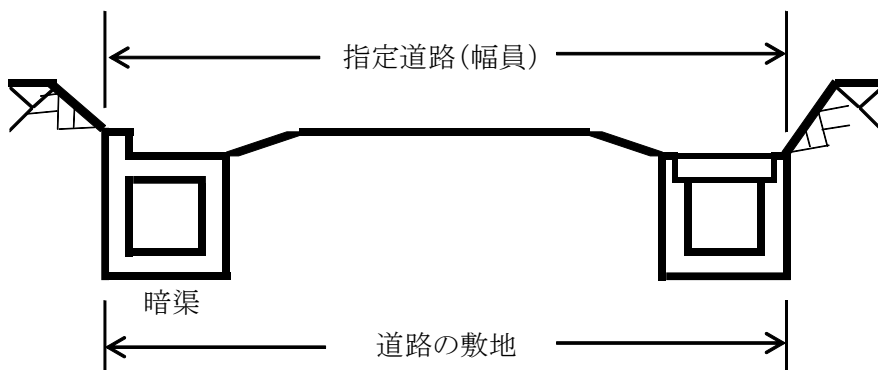
(イ)



(ウ)



(エ)



受 理 通 知 書

第 年 月 号 日

申請者 様

上越市長

年 月 日付で申請のありました以下の道路の位置の指定（変更・廃止）申請書を受理しましたので通知します。

工事完了後、工事完了報告書（「工事完了チェックリスト」及び「工事完了写真」を添付）を提出してください。

受 付 番 号	
受 付 年 月 日	
築 造 場 所	
幅 員・延 長	
備 考	

工事完了報告書

年 月 日

(宛先) 上越市長

申請者

住所 _____

氏名 _____

年 月 日付けで通知を受けた道路の位置の指定に係る工事が完了しましたので報告します。

受付番号	
受付年月日	
築造場所	
幅員・延長	
備考	

工事完了チェックリスト

年 月 日

(宛先) 上越市長

確認者
 住所 _____
 事務所名 _____
 氏名 _____
 資格 _____

現地調査の結果、以下のとおり確認しました。

現地調査年月日		年 月 日		
道路	幅員	m	<input type="checkbox"/> 申請書のとおり	<input type="checkbox"/> 申請書と異なる
	延長	m	<input type="checkbox"/> 申請書のとおり	<input type="checkbox"/> 申請書と異なる
	道が同一平面で交差、接続、屈折する箇所			
	角度	度	<input type="checkbox"/> 申請書のとおり	<input type="checkbox"/> 申請書と異なる
	すみ切りの有無	有 無	<input type="checkbox"/> 申請書のとおり	<input type="checkbox"/> 申請書と異なる
	すみ切りの辺の長さ	m	<input type="checkbox"/> 申請書のとおり	<input type="checkbox"/> 申請書と異なる
	道路の構造（舗装種別等）	アスファルト 砂利	<input type="checkbox"/> 申請書のとおり	<input type="checkbox"/> 申請書と異なる
	縦断勾配	%	<input type="checkbox"/> 申請書のとおり	<input type="checkbox"/> 申請書と異なる
	側溝、街渠その他の施設	有 無	<input type="checkbox"/> 申請書のとおり	<input type="checkbox"/> 申請書と異なる
	転回広場の有無	有 無	<input type="checkbox"/> 申請書のとおり	<input type="checkbox"/> 申請書と異なる
	転回広場の形状	R = m	<input type="checkbox"/> 申請書のとおり	<input type="checkbox"/> 申請書と異なる
その他				

- 注 1 形状が異なる道路及び道が交差、接続、屈折する箇所等が複数存在する場合には適宜、表を追加して記入すること。
- 2 現地が申請書のとおり施工されているかを確認の上、チェック欄に「レ」又は「■」を記入すること。
- 3 「申請書と異なる」欄にチェックが付いた場合は、別記第2号書式に定める工事完了届の提出前に、当該工事完了チェックリストに変更内容がわかる設計図書を添えて、事前に協議すること。

道路位置指定（変更・廃止）申請図 I		図面作成者 住所・氏名			
(付近見取図)		(指 定 図) 縮尺 (道路構成図) 縮尺			
全体敷地面積	㎡	(すみ切りを設けない場合) 理 由			
<p>(注 意)</p> <p>1 承諾者の「権利別」欄は、土地の所有者及びその土地またはその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入すること。</p> <p>2 図面中に、地番及び氏名をそれぞれ記入すること。</p> <p>3 申請の道路の幅員及び長さの単位は「メートル」（小数点以下2位まで）とする。</p> <p>4 道路に勾配がある場合は、その縦断面図を記入すること。</p> <p>5 付近見取図と地籍図の方位は、一致させること。</p> <p>6 全体敷地面積の欄には当該道路を建築基準法第42条に規定する道路として建築物の建築を計画する敷地全体の面積に道路の面積を加えた面積を記入すること（小数点以下2位まで）。</p> <p>7 上越市道路位置指定（変更・廃止）の取扱い要領により作成する。</p>		<p>方 位 </p> <p>道路位置の標識 </p> <p>(凡例) （構造を記入のこと） </p> <p>主要出入口 </p> <p>井 戸 </p> <p>生 垣 </p>	<p>既存建築物 (用途を記入のこと) </p> <p>敷 地 界 </p> <p>地 番 界 </p> <p>市 町 村 界 </p> <p>郡 界 </p> <p>都 市 計 画 路 線 </p>	<p>申請する道路の位置 (自動車回線は線を省略) </p> <p>指定された道路の位置及び建築線 (指定年月日及び番号を記入のこと) </p> <p>法第42条第2項に該当する道路 </p> <p>廃止される道路の位置 </p>	<p>予定する道路の位置 </p> <p>擁 壁 </p> <p>高 圧 線 </p> <p>が け </p> <p>水路及び土揚敷 </p>

道路位置指定（変更・廃止）申請図Ⅱ					図面作成者 住所・氏名					
(実測図) 縮尺										
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">承諾書</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 5px 0 0 0;">この図面の通りの道路位置指定（変更・廃止）を承諾します。</p>	指定道路の符号 (道路、転回広場別)	道路の敷地となる土地			指定道路の面積	権利名※	住所	氏名	承諾年月日	印
	地名、地番	登記簿上の面積	実測面積							

※令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の場合は、権利名欄に「管理者」と記入する。

参考1

道路位置指定申請添付書類目録

番 号	書類の種類	有・無	備 考
1	付近見取図	有・無	
2	公図の写し	有・無	
3	実 測 図	有・無	
4	平面計画図	有・無	
5	道路構造図 (断面図・各部詳細図)	有・無	
6	関係権利者の承諾書 (名)	有・無	
7	印鑑証明書 (通)	有・無	
8	土地登記簿謄本 (筆)	有・無	
9	占用許可書	有・無	
10	農地転用許可書	有・無	
11	委 任 状	有・無	